株主各位

東京都港区芝浦四丁目6番8号

大東港運株式会社

取締役社長 曽 根 好 貞

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、 ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日(木曜日)午後5時15分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- **1. 日 時** 平成27年6月26日(金曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目16番18号

ホテルJALシティ田町・東京 地下1階「瑞祥」

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第66期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第66期 (平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 計算 書類報告の件

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

[◎] 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

[◎] なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.daito-koun.co.jp/) に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税に伴う駆け込み需要の反動に加え天候不順、消費税引き上げと円安に伴う物価上昇等から個人消費は盛り上がりこそ見られなかったものの、年度後半は企業収益の増加を背景に雇用環境が改善し消費者心理も回復、また輸出も増加基調となったことから景気は緩やかな自律的回復基調を辿りました。

海外においては、米国は引き続き緩やかに成長しているものの、欧州は足踏み 状態、中国は経済の成長ペースが鈍化、アジア諸国でも景気減速懸念が継続しま した。

かかる環境下、本邦の物流業界におきましては、欧州からの輸入に関してはおおむね横ばい、アジアからの輸入は横ばい、また米国からの輸入は横ばいから持ち直しの動きが見られました。輸出に関してはこのところ持ち直しの動きが見られるようになりました。

その中で当社におきましては、売上の約8割を占める食品の輸入取扱いは、畜産物は冷凍の豚肉・鶏肉を中心に増加、水産物および果実・野菜等については減少となりました。

鋼材の国内物流取扱いにおいては堅調に推移致しました。

また、当企業集団は「『ありがとう』にありがとう」のコーポレートフィロソフィーの下で、今年度を初年度とする3ヶ年間の第5次中期経営計画「新たな成長に向けて」に基づき、5つの計画骨子に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における連結売上高は前年同期間比2.6%増の192億32百万円、連結経常利益は前年同期間比12.6%増の6億89百万円、連結当期純利益は前年同期間比20.4%増の4億31百万円となり、いずれも第5次中期経営計画初年度の業績目標を超過しました。

また、5つの計画骨子に関する進捗状況につきましては以下のとおりです。

①物流サプライチェーンの強化

当連結会計年度期間中においては貨物情報のきめ細かな収集・対応に加え集車対策により、大幅な物流コストの上昇を抑制すべく取り組んでおります。

②派生業務参入

兵庫県三木市ひょうご情報公園都市にて兵庫県より29千㎡に及ぶ土地を購入の上、コンテナインランドデポを建設し、昨年12月8日に開業しました。当社にとっては初のコンテナインランドデポ業務になります。

- ③業務改善・効率化・生産性向上 社内システムの追加開発に加え各部署・業務改善プロジェクトチーム等において、各種の生産性向上活動を行っております。
- ④働きがいのある職場づくり、ならびに⑤人財への育成・専門性の向上 従来の各研修方法に加え、新手法の研修制度導入、OJT教育制度向上等に より、仕事の価値観向上ならびに人材から人財へに取り組んでおります。

セグメント別の営業状況は、次のとおりであります。

「港湾運送事業および港湾付帯事業]

港湾運送事業は、港湾施設使用料収入およびコンテナ運送料収入が増加したため、売上高は前年同期間比0.6%増の95億54百万円となりました。

陸上運送事業は、トラック運送料収入が減少したため、売上高は前年同期間比 1.7%減の33億25百万円となりました。

倉庫業は、入出庫作業料収入および保管料収入が増加したため、売上高は前年 同期間比15.4%増の38億87百万円となりました。

通関業は、輸入食品衛生検査料収入が減少したため、売上高は前年同期間比2.7%減の21億5百万円となりました。

この結果、港湾運送事業および港湾付帯事業の売上高は前年同期間比2.5%増の188億73百万円となりました。

[その他事業]

その他事業は、不動産付帯収入および構内作業料収入の増加により、売上高は 前年同期間比12.2%増の3億59百万円となりました。

セグメント別売上高

区分			前連結会計 ⁴ (平成25年4月1 (平成26年3月31		日から	当連結会計年度 (平成26年4月1日から) 平成27年3月31日まで)		売上高 増 減				
						金	額	構成比	金	額	構成比	(%)
港	湾	運	送	事	業	9, 5	01, 344	50. 7	9,	554, 918	49. 7	0.6
陸	上	運	送	事	業	3, 3	84, 385	18. 1	3,	325, 772	17. 3	△1.7
倉		厅	Ē		業	3, 3	68, 313	18.0	3,	887, 321	20. 2	15. 4
通		B	뢷		業	2, 1	63, 835	11. 5	2,	105, 401	10.9	△2. 7
港湾	運送事	業お。	はび港	湾付帯	事業	18, 4	17, 879	98. 3	18,	873, 413	98. 1	2. 5
そ	の	H	乜	事	業	3	20, 118	1. 7		359, 330	1. 9	12. 2
	É	j Ž	Ī	計		18, 7	37, 997	100.0	19,	232, 744	100.0	2.6

(2) 対処すべき課題

来期の景気見通しにつきましては、円安による輸入物価上昇に伴う消費者マインドへの影響が懸念されるものの、個人消費・雇用・生産活動の自律的回復による緩やかな成長が見込まれ、米国においても底堅い企業活動に加え雇用環境の改善から個人消費の拡大も期待されています。一方で欧州は引き続き底這い、また米国と並び当社業務と関係の深い中国・アジア諸国は景気減速が継続する懸念があります。

当社主業の食品の輸入取扱いにおきましては、諸物価上昇分を超えた更なる個人可処分所得の上昇期待は確信しがたいこと、人口が漸減の環境下では来日外国人の増加こそあれども食品消費量の増加は見込みがたいこと、また昨今の物流コスト上昇を勘案すると、その業績進展には予断を許さないものがあります。

また鋼材の国内物流取扱いにおきましても不透明感が続く見通しで、今後の当 企業集団を取り巻く環境は楽観視できない状況が続くものと思われます。

このような状況のもと、来期の当企業集団は引き続き、コーポレートフィロソフィーである「『ありがとう』にありがとう」を掲げ、来期(平成28年3月期)を2年目の年とした3ヵ年間の「第5次中期経営計画」に則り、5つの計画骨子に取り組み、~新たな成長に向けて~を経営ビジョンとして全社一丸となって更なる発展を目指してまいります。

第5次中期経営計画の骨子は、以下のとおりです。

(1) 物流サプライチェーンの強化 昨今の物流ひっ迫による物流コスト増加の動きは長期化する懸念があ り、その対応に鋭意取り組みます。

(2) 派生業務参入

人口漸減の環境下では当社主業の輸入食品消費量の増加は見込みがたいことから、派生業務・周辺業務への参入を企図します。

平成26年12月8日に開業しました三木インランドデポは、当社初のコンテナインランドデポ業務でありますが、今後は業務円滑化と輸送サービス体制の強化ならびに利用拡大を目指します。

- (3) 業務改善・効率化・生産性向上 生産性向上を通じ諸コスト増加を抑制するとともに、必要な業務へ振 り向ける資源余力の醸成に努めます。
- (4) 働きがいのある職場づくり 成熟した風土こそ成熟した人を育てる、人財への育成は人を育てると 同時に組織風土を醸成することと認識し、諸施策実施に取り組みます。
- (5) 人財への育成・専門性の向上 人材から人財へ、を目指します。社内研修をはじめとした研修制度の 更なる充実化、ならびにOJT・自己啓発の強化、各種社内制度の見 直し等により、人財化施策を強化します。

来期の連結売上高は196億円、連結営業利益は6億40百万円、連結経常利益は6億20百万円、連結当期純利益は3億80百万円を予想しております。

株主の皆様には今後とも引き続き一層のご支援を賜りますようよろしくお願い 申し上げます。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度におきまして兵庫県三木市にコンテナインランドデポ建設のため約5億円の設備投資を行いました。所要資金は主に借入金で賄っております。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位:千円)

	区		分		第 (平成23年4 平成24年3	4月1日	期 ^{から} まで)	第 (平成24: 平成25:	64 年4月1 年3月31	期 ^{目から}) ^{目まで})	第 (平成25 ⁴ (平成26 ⁴	65 #4月1 #3月31	期 ^{日から}) ^{日まで})	第 (平成264 平成274	66 #4月1 #3月31	期 ^{目から} ^{目まで})
売		上		高	18, 0	003,	109	17	, 660,	866	18,	737,	997	19,	232,	744
経	常		利	益	5	511,	531		487,	896		612,	130		689,	158
当	期	純	利	益	2	250,	726		283,	177		358,	307		431,	326
1 杉	未当た	り当	期純和	利益	26	5円7	1銭	;	30円	17銭	;	38円	18銭		45円9	96銭
総		資		産	8,9	967,	659	9	, 838,	689	9,	992,	613	10,	737,	213
純		資		産	3, 3	363,	830	3	, 627,	413	3,	, 989,	367	4,	438,	012
1 柞	朱当た	こり糸	純資產	崔額	358	8円4	0銭	3	86円4	48銭	42	25円(08銭	4'	72円9	95銭

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	出資の比率	主要な事業内容
大東運輸倉庫株式会社	千円 42,000	100	倉庫業、陸上運送事業
株式会社大東物流機工	300,000	100	陸上運送事業
大東港運(江陰)儲運有限公司	185, 000	100	倉庫業
株式会社ダイトウサービス	20,000	100	労働者派遣事業、倉庫荷役事業

(7) 主要な事業内容

港湾運送事業、陸上運送事業、倉庫業、通関業、損害保険代理業

(8) 主要な事業所

- ① 当社本社 東京都港区芝浦四丁目6番8号
- ② 当社の主要な事業所

		Ī	事 業	美 所	名	所 在 地
横	浜		支	店		横浜市中区
Л	崎		支	店		川崎市川崎区
京	葉		支	店		千葉県船橋市
大	阪		支	店		大阪市港区
神	戸	営	業	所		神戸市中央区
福	岡	営	業	所		福岡市博多区

③ 子会社の主要な事業所

事 業 所 名	所 在 地				
大東運輸倉庫株式会社	神奈川県相模原市				
株式会社大東物流機工	千葉県船橋市				
大東港運(江陰)儲運有限公司	中国江蘇省江陰市				
株式会社ダイトウサービス	千葉県船橋市				

(9) 従業員の状況

	従	業	員	数		前期末比増減	平	均	年	令	平均勤続年数
					名	名				才	年
男		性	Ė	245		増1		41	. 8		16. 2
女		性	ŧ	83		増1		33	. 1		9. 4
合計	また	は平	均	328		増2		39	. 6		14. 5

- (注)1. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
 - 2. 平均年令、平均勤続年数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
 - 3. 平均年令、平均勤続年数は、他社からの受入出向者を除き、他社へ出向している者を含む正社員についての当期末の数値を算出しています。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	^{手円} 827, 000
株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行	658, 250 608, 000
日本生命保険相互会社	48, 000
株式会社りそな銀行	46, 191
株式会社横浜銀行	23, 500

(注) 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と貸出コミットメント契約を締結しております。

当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

貸出コミットメントの総額

500百万円

借入実行残高 差引額 -百万円 -百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要事項

当社は社会貢献活動として、東京都港区立芝浦小学校に対し、交通安全意識の高揚を図るための専用掲示板を寄贈しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

37,589,000株

834名

(2) 発行済株式総数(3) 株 主 数

9,383,757株(自己株式5,243株を除く)

(4) 大 株 主

	株	主	名		持 株 数	持株比率
					株	%
協	友 商	新 事 株	式 会	社	1, 275, 000	13. 58
株	式	会 社 住	友 倉	庫	796, 000	8.48
富	士火災	海 上 保	険 株 式 会	社	700, 000	7.45
曽		根	好	貞	619, 000	6. 59
神	鋼	勿 流 株	式 会	社	600, 000	6.39
横	浜 刈	净 凍 株	式 会	社	438, 000	4. 66
大	東港	運社	員 持 株	会	337, 492	3. 59
田		中	孝	_	300,000	3. 19
大	東港	運 取 引	先 持 株	会	297, 000	3. 16
目	塩	株 式	会	社	294, 000	3. 13

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 持株比率については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏 名			1	地位、担当および重要な兼職の状況					
曽	根	好	貞	代表取締役社長(通関総括管理室管掌)					
敦	賀	照	光	常務取締役(業務部、横浜支店、川崎支店、京葉支店管掌)					
荻	野	哲	司	常務取締役(管理部門、內部監査室、通関第一部、通関第二 部、食品輸入相談室管掌)					
小里	野寺	哲	男	常務取締役(営業部門管掌)					
相	島	正	宏	取締役、神鋼物流株式会社常勤監査役					
持	田	哲	夫	取締役(大阪支店長、神戸営業所・福岡営業所管掌)					
日-	下部		正	取締役(営業第一部、営業第二部、営業第三部管掌)					
北	田	寿	男	取締役(営業第四部、営業第五部管掌)					
高	橋	康	秀	常勤監査役					
宮	本	朝	夫	監査役					
鎌	田	栄光	欠郎	監査役					

- (注) 1. 相島正宏氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役宮本朝夫および鎌田栄次郎の両氏は、社外監査役であります。なお両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 - 3. 監査役宮本朝夫氏は、銀行業務の経験から財務面に対する高い見識を有しております。
 - 4. 監査役鎌田栄次郎氏は、銀行業務の経験から財務面に対する高い見識を有しております。
 - 5. 平成26年6月26日開催の第65回定時株主総会終結の時をもって、花田富夫 氏は辞任により監査役を退任いたしました。
 - 6. 平成26年6月26日付をもって、取締役の担当を次のとおり変更いたしました。

常務取締役 敦賀照光 業務部、横浜支店、川崎支店、京葉支店管堂

常務 取締 役 荻 野 哲 司 管理部門、内部監査室、通関第一部、通 関第二部、食品輸入相談室管掌

7. 当社は平成22年7月1日付で執行役員制度を導入しております。 なお、平成27年3月31日現在の執行役員の役位、担当は以下のとおりであ ります。

●執行役員の氏名等

氏 名	役 位	担当
鈴 木 栄 次 荒 井 秀 樹		横浜支店、川崎支店、京葉支店担当 業務部長委嘱
岩﨑覚之	執行役員	経理部長委嘱、総合企画部、管理部担当

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役7名142,559千円

監査役4名21,475千円(うち社外3名7,200千円)

(注) 期末現在の人員数は取締役8名、監査役3名であります。なお社外取締役 1名は無報酬であります。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
 - 1) 取締役相島正宏
 - 1. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当ありません。
 - 2. 他の法人等の社外役員との兼職状況 該当ありません。
 - 2) 監査役宮本朝夫
 - 1. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当ありません。
 - 2. 他の法人等の社外役員との兼職状況 該当ありません。
 - 3) 監 査 役 鎌 田 栄次郎
 - 1. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況 該当ありません。
 - 2. 他の法人等の社外役員との兼職状況 該当ありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1) 取 締 役 相 島 正 宏 主な活動状況

当期開催の取締役会11回全てに出席し、会社経営層としての経験を活かして、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

2) 監 査 役 宮 本 朝 夫 主な活動状況

当期開催の取締役会11回中4回に出席、また監査役会13回中5回に出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った高度な知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。なお、病気療養のため取締役会及び監査役会の一部を欠席しております。

3) 監査役 鎌田 栄次郎 主な活動状況

平成26年6月26日の就任後、10回開催した取締役会のうち全て、また10回開催した監査役会のうち全てに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った高度な知識・見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では同契約を締結しておりません。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の額

28,000千円

② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

28,250千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非 監査業務)である社内研修に係る費用として250千円を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、 監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定 し、取締役会が当該議案を株主総会に上程いたします。会計監査人が会社法第340 条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の 全員の同意により会計監査人を解任いたします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日 に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の 決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、会計監査人との間で会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には責任限定契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では同契約を締結しておりません。

5. 会社の体制及び方針

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制その他業務の適正を確保するための体制
 - ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ.「法令遵守規定」における遵守事項(行動基準)並びに「就業規則」において、当社グループの全役職員に法令並びに社内規定等の遵守の徹底を図り、年1回、当社グループに従事する全役職員・臨時雇用者より徴求する「誓約書」において法令等を遵守する旨の誓約を求めることとします。
 - ロ. 法令並びに社内規定等の遵守状況の検証を行うため「コンプライアンス・リスク委員会」を設け、また上部組織として当社グループ全体を統括するための「コンプライアンス・リスク全社統括委員会」を設けることとします。同委員会での協議内容は定期的に経営会議並びに取締役会に報告することとします。
 - ハ. 内部監査室は、「内部監査規定」に基づき業務全般における法令並びに社内 規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況について当社及び子会社 に対して定期的に内部監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を 代表取締役社長に報告することとします。

また、「輸出入関連業務に係る法令遵守規定」に基づき輸出入関連業務全般 における法令並びに社内規定等の遵守状況、職務の執行手順及び執行状況 について定期的に監査を実施し、問題点の把握、改善を要する事項を代表 取締役社長に報告することとします。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ. 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、「内部情報および内部者 取引管理規定」、「情報管理・秘密保持規定」、「文書管理規定」等の社内規 定並びに各基準書等に従い、適切に保存及び管理を行うこととします。な お、必要に応じてその運用状況の検証、各規定の見直し等を行うこととし ます。
 - ロ. 取締役及び監査役は、当該情報・文書を常時閲覧できるものとし、検索・ 閲覧が迅速かつ適切に行われるよう保存管理の整備に努めることとします。
- ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ.「コンプライアンス・リスク委員会」において当社グループの全役職員にリスクに対する意識の向上を促し、リスク管理体制の強化に努めます。また各部署長が当委員会の部署委員長として、常に自部署及び各子会社の対応状況を把握し、定期的または必要に応じて開催する当委員会に報告し、対応・改善策を協議し、リスクの早期発見と迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。

- ロ. 各部署は「業務分掌規定」及び「職務権限明細表」に基づき付与された権限において、リスクの発生を未然に防ぐ体制とし、万一リスクが顕在化した場合は迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。ただし、重大なリスクや全社横断的なリスクは各部署長が速やかにコンプライアンス・リスク委員会に報告し、対応・改善策を協議することとします。
- ハ. リスクの内在及びリスク管理体制の有効性について内部監査を行います。 また、内部監査において発見されたリスクは、コンプライアンス・リスク 委員会及び当該部署長並びに監査役に報告され、委員会並びに当該部署は 迅速かつ適切な改善等の対応を行うこととします。
- 二. 当社は不測の事態に備え、また危機管理体制の一環として、事業継続を行うため、当社グループを対象とする危機管理マニュアルの作成を行い、当社グループの全役職員に周知することとします。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 当社取締役会は、定例の取締役会を毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 当社経営会議は、常勤取締役及び常勤監査役、執行役員で構成し、毎月2 回定時に開催するほか、必要に応じて随時開催し、迅速な意思決定、情報 の共有化、業務執行状況が把握できる体制を執るものとします。また、意 思決定等の重要事項は各部署長に伝達され、各部署長は伝達事項等に基づ き各部署の業務を執行するものとします。
 - ハ. 職務執行を効率的かつ適正に行うため、当社の基本理念並びに経営方針に 則った中期経営計画を策定します。また中期経営計画を具現化するため各 子会社を含めた各部署の業績目標値及び予算配分等を設定した単年度計画 を策定し、経営会議及び部署長会議において目標の進捗状況を報告するこ ととします。
- ⑤ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - イ. 当社並びに当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、会計基準その他関連する諸法令を遵守するとともに、「経理規定」等の社内規定を整備し、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクの管理に務め、定期的に予防・牽制機能を評価し、不備があれば是正する体制を構築していくものとします。
 - ロ. 内部監査室は、財務報告に係る内部統制プロセスについて監査を行います。 監査において是正・改善を要する事項が発見された場合は、主管部署並び に関係部署が対策を講じることとします。

- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ.子会社においては、定時取締役会を3ヶ月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、法令等で定められた事項、経営に関する重要事項を決定するとともに、重要な事象が発生した場合の報告を義務付け、取締役の職務の執行を監督するものとします。
 - ロ. 子会社の経営については自主性を尊重しつつ、当社から最低1名以上の取締役または監査役を派遣し、当社の経営方針・意思決定事項を伝達するとともに、子会社が適正に運営されていることを確認するものとします。
 - ハ. 当社社長及び子会社社長で構成する社長会を年1回定時に開催するほか、 必要に応じて随時開催するものとし、子会社社長に当社の経営方針の理解 を求めるとともに、当社グループの連携強化を図るものとします。
 - 二. 子会社においても、当社グループの中期経営計画を具現化するため単年度 計画を策定し、業績目標値を定め、毎月の業績の進捗状況等を当社経営会 議にて報告させるよう義務づけるものとします。
 - ホ.子会社は、当社「関係会社管理規定」、「連結財務諸表作成のための関係会社の統一経理規定」及び基準書等に従い、経理業務の基準を当社グループで統一するものとします。
 - また、子会社は毎月当社経理部に財務諸表等を報告し、経理部では内容の検証を行うこととします。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該 使用人に関する体制及び監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役から の独立性に関する事項
 - イ. 社長室、内部監査室、通関総括管理室、総合企画部、管理部及び経理部は、 監査役からの要請に応じて監査役の職務を補助するものとします。
 - ロ. 監査役会の職務を補助する事務局には、最低1名以上の使用人を任命する ものとします。また、事務局に任命された使用人は、事務局の執務にあた っては最優先で取り組み、監査役の指揮命令に従うこと、また取締役及び 当該使用人の上司となる使用人は、当該使用人の事務局の執務を妨げない こととします。
 - ハ. 監査役の職務を補助する事務局に任命される使用人の人事に関しては、監 査役と事前協議のうえで行うこととします。
 - 二. 内部監査室は、監査役の要請による監査を他の監査に優先して行うものとし、取締役及び当該部署の上司となる使用人は、監査役の要請による監査を妨げないこととします。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に 関する体制
 - イ. 監査役は、取締役会、経営会議に出席し重要な検討事項、意思決定の内容を確認することとします。また、常勤監査役はコンプライアンス・リスク全社統括委員会等の重要な会議に出席して、当社グループの内部監査、コンプライアンス・リスク等の現状を検討・決定事項の内容を確認するか、会議の内容・結果の報告を受けるものとします。
 - ロ. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令の違反行為、重要事項の発生 または当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす恐れのある事項が発生 した場合は、その内容を直接速やかに監査役へ報告するものとします。
 - ハ. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に対して直接報告することによって、報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを 理由としていかなる不利益な取り扱いも行わないこととします。
 - 二. その他、監査役が必要と認めた事項について、報告を求められたときは当 社及び子会社の取締役及び使用人は可及的速やかに適切な報告を行うもの とします。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査役と代表取締役は、定期的にまたは必要に応じて会合を開催し、経営 方針その他必要事項について相互理解を深めるものとします。
 - ロ. 内部監査室は、内部監査計画及び監査結果を監査役に報告し、監査の連携 強化に努めるものとします。
 - ハ. 全役職員は、監査役が必要に応じて弁護士・会計監査人等の外部専門家から、監査業務に必要な助言を受ける機会を妨げてはならないものとします。
 - ニ. 外部専門家への相談に関して、その費用は会社が負担するものとし、前払い又は償還手続きに速やかに応じるものとします。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制
 - イ. 当社及び当社グループは、「法令遵守規定」において社会・政治との適正な 関係を保つため「反社会的勢力並びに反社会的勢力と関係のある取引先と は取引を行わず、不当な要求等に屈しない」旨を規定しており、全役職員 はこれらとの関係を一切遮断し、不当な要求等に対して毅然とした対応を 行うこととします。
 - ロ. 管理部を反社会的勢力の対応を統括する部署とし、情報を集約し一元的に 管理するとともに、万一、反社会的勢力から不当要求を受けた時に適切な 助言、協力を得ることができるよう平素より警察、弁護士等の外部専門機 関との連携強化を図ることとします。

(注)「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月10日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への長期的な利益還元を重要な課題と考え、安定的な配当を行うことを基本としております。

加えて、経営基盤の整備状況や業績動向を踏まえ、適切な配当水準を継続的に維持することにより、株主の皆様のご期待に応えてまいりたいと考えております。 平成27年3月期の期末配当につきましては、平成27年5月15日開催の取締役会において前年実績と同様に、1株当たり8円00銭と決議させていただきました。また、内部留保につきましては、財務の健全性に留意しつつ、今後の事業展開を踏まえた投資原資として備えることとしており、次のとおり決議させていただき

① 決議された期末配当に関する事項

ました。

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金8円 総額 75,070,056円
- ロ 剰余金の配当が効力を生ずる日 平成27年6月29日
- ② 決議された剰余金の処分に関する事項
 - イ 増加する剰余金の項目およびその額 別途積立金 230,000,000円
 - ロ 減少する剰余金の項目およびその額 繰越利益剰余金 230,000,000円
- ※株主の皆様の日頃のご支援に感謝するとともに、当社株式の魅力を高め、中長期的に当社株式を保有していただける株主様の増加促進を図ることを目的に、 株主優待制度を導入致しました。

本事業報告中の記載金額については、単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	10, 737, 213	(負債の部)	6, 299, 200
流動資産	5, 255, 496	流動負債	3, 289, 945
現金及び預金	1, 507, 589	支払手形及び営業未払金	1, 774, 889
受取手形及び営業未収入金	2, 835, 601	短 期 借 入 金	627, 492
有 価 証 券	50,000	リース債務	29, 260
たな卸資産	337, 525	未 払 費 用	174, 578
前 払 費 用	46, 423	未 払 法 人 税 等	171, 830
未 収 入 金	61, 450	未 払 消 費 税 等	41, 227
繰 延 税 金 資 産	123, 427	賞 与 引 当 金	279, 051
そ の 他	313, 029	そ の 他	191, 616
貸 倒 引 当 金	△19, 551		
固 定 資 産	5, 481, 717	固定負債	3, 009, 254
有 形 固 定 資 産	3, 283, 801	長期借入金	1, 583, 449
建物及び構築物	717, 978	リース債務	55, 035
機械装置及び運搬具	156, 217	再評価に係る繰延税金負債	170, 322
土 地	2, 282, 394	役員退職慰労引当金	4,003
リース資産	78, 552	退職給付に係る負債	1,060,855
そ の 他	48, 657	長期 未払金	77, 240
		そ の 他	58, 348
無 形 固 定 資 産	294, 646		
ソフトウェア	117, 803		
電 話 加 入 権	10,820		
施 設 利 用 権	166, 022	(純資産の部)	4, 438, 012
投資その他の資産	1, 903, 269	株 主 資 本	4, 106, 838
投 資 有 価 証 券	775, 149	資 本 金	856, 050
長期貸付金	25, 371	資 本 剰 余 金	625, 295
破産更生債権等	63, 197	利 益 剰 余 金	2, 627, 173
長期前払費用	21,672	自 己 株 式	△1,680
保 険 積 立 金	612, 763	その他の包括利益累計額	331, 174
繰 延 税 金 資 産	277, 033	その他有価証券評価差額金	154, 621
そ の 他	189, 297	土地再評価差額金	47, 229
貸倒引当金	\triangle 61, 217	為替換算調整勘定	23, 154
		退職給付に係る調整累計額	106, 169
資 産 合 計	10, 737, 213	負 債 純 資 産 合 計	10, 737, 213

連結損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

科 目		金	額
営 業 収 益			19, 232, 744
営 業 原 価			15, 061, 113
営 業 総 利	益		4, 171, 630
販売費及び一般管理	費		3, 501, 380
営 業 利	益		670, 250
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	4, 862	
受 取 配 当	金	10, 206	
有 価 証 券 償 還	益	8, 676	
受 取 保 険	金	6, 246	
受 取 地 代 家	賃	7, 203	
そのの	他	13, 037	50, 232
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	30, 803	
支 払 手 数	料	500	
そ の	他	20	31, 324
経 常 利	益		689, 158
特別利益			
固 定 資 産 売 却	益	299	
投資有価証券売却	益	5, 410	
補助金収	入	54, 602	60, 312
特別損失			
固定資産除売却	損	686	686
税金等調整前当期純利			748, 785
法人税、住民税及び事業		292, 981	
法人税等調整	額	24, 476	317, 458
少数株主損益調整前当期純利			431, 326
当期 純 利	益		431, 326

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	856, 050	625, 295	2, 351, 667	△1,300	3, 831, 712
会計方針の変更に よる累積的影響額			△80, 741		△80, 741
会計方針の変更を 反映した当期首残高	856, 050	625, 295	2, 270, 926	△1,300	3, 750, 970
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△75, 079		△75, 079
当 期 純 利 益			431, 326		431, 326
自己株式の取得				△380	△380
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計		ı	356, 247	△380	355, 867
当 期 末 残 高	856, 050	625, 295	2, 627, 173	△1,680	4, 106, 838

		その他の包括利益累計額					
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金		退職 給 付 に係る調整 累 計 額	その他の包括利益 累計額合計	純資産合計	
当 期 首 残 高	97, 555	29, 849	16, 399	13, 850	157, 655	3, 989, 367	
会計方針の変更に よる累積的影響額						△80, 741	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	97, 555	29, 849	16, 399	13, 850	157, 655	3, 908, 626	
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△75, 079	
当期純利益						431, 326	
自己株式の取得						△380	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	57, 066	17, 379	6, 754	92, 318	173, 519	173, 519	
当期変動額合計	57, 066	17, 379	6, 754	92, 318	173, 519	529, 386	
当期末残高	154, 621	47, 229	23, 154	106, 169	331, 174	4, 438, 012	

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

- (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

連結子会社の数

4 社

主要な連結子会社の名称

大東運輸倉庫㈱

㈱大東物流機工

大東港運 (江陰) 儲運有限公司

㈱ダイトウサービス

② 主要な非連結子会社の状況 主要な非連結子会社の名称

ダイトウ保険センター㈱

③ 連結の範囲から除いた理由

ダイトウ保険センター㈱は総資産、売上高、 当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額) 等がいずれも連結計算書類に重要な影響を及 ぼさないため、連結の範囲から除外しており ます。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況 持分法適用の非連結子会社または関連会社はありません。
 - ② 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況 主要な会社の名称 ダイトウ保険センター㈱

③ 持分法を適用しない理由

子会社である、ダイトウ保険センター(㈱は当 期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結 計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、 全体としても重要性がないため、持分法の適

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差 額は、全部純資産直入法により処理し、売却 原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 仕掛作業支出金

個別法による原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯 蔵 品

最終什入原価法

ただし、軽油については総平均法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法

ただし、親会社の大阪支店サントリー物流セ ンター・東扇島倉庫B棟・三木インランドデポ に属する有形固定資産及び平成10年4月1日 以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) は定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 3~50年

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零と する定額法を採用しております。

- (5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般 債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能 性を勘案し、回収不能見込額を計上しており ます。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てる ため、将来の支給見込額のうち当連結会計年 度の負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

子会社の役員退職慰労金の支出に備えるため、 内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計 上しております。

- (6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
 - ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を満たす場合は特例処理を採用しております。

② 退職給付に係る会計処理 の方法 退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

会計基準変更時差異(1,022,835千円)は主として15年による定額法により費用処理しております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業 員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により費用処理しておりま す。

数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務 費用については、税効果を調整の上、純資産 の部におけるその他の包括利益累計額の退職 給付に係る調整累計額に計上しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下 「退職給付会計基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指 針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指 針」という。) を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項 本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及 び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額 基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎とな る債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法 から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の 加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経 過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び 勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が125、447千円増加 し、利益剰余金が80,741千円減少しております。また、当連結会計年度の営 業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微でありま

(3) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によってお ります。なお、資産に係る控除対象外消費税 等につきましては、全額費用として処理して おります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,136,015千円
- (2) 担保に供している資産

1, 100, 010 1		
建物及び構築	築 物	270,490千円
土	地	1,226,872千円
投資有価意	E 券	75, 171千円
計		1,572,534千円
(上記に対応する	る債務)	
長 期 借 入	金	1,516,449千円
短 期 借 入	金	414,992千円
計		1,931,441千円

(3) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に再評価に係る繰延税金負債を負債の部に計上しております。

(再評価の方法)

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

なお、同法律第10条に定める再評価を行った土地の当連結会計年度末における 時価評価額 (761,833千円) と再評価後の帳簿価額 (1,412,637千円) との差額は 650,804千円であります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数 普通株式

9,389,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成26年5月16日 取締役会	普通株式	75, 079	8.00	平成26年3日31日	平成26年6月27日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
平成27年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	75, 070	8. 00	平成27年3日31日	平成27年6月29日

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当企業集団は、経営計画に照らして必要な資金を銀行等金融機関からの借入 (主として長期)により調達し、資金運用については、安全性の高い定期預金等で 一時的余資を運用しております。

受取手形及び営業未収入金に係る各顧客の信用リスクは、与信及び期日管理を するとともに財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握によりリスクの軽減 を図っております。

また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに 時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金・設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動 リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しておりま す。

なお、デリバティブは資金管理規定に従い、投機的な取引は行わないこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額(*1)	時価 (*1)	差額
(1)現金及び預金	1, 507, 589	1, 507, 589	-
(2) 受取手形及び営業未収入金	2, 835, 601	2, 835, 601	_
(3) 有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券(*2)	760, 984	760, 984	-
(4) 支払手形及び営業未払金	(1, 774, 889)	(1, 774, 889)	_
(5) 短期借入金	(-)	(-)	-
(6)長期借入金	(2, 210, 941)	(2, 206, 343)	△4, 597
(7)デリバティブ取引	_	-	_

- (*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。
- (*2) デリバティブを組み込んだ複合金融商品を含めて表示しております。
- 注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
 - (1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び営業未収入金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、
 - (3)有価証券及び投資有価証券

当該帳簿価額によっております。

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、当社は、デリバティブを組み込んだ複合金融商品をその他有価証券に 含めて表示しておりますが、当該金融商品は組み込まれたデリバティブを合理 的に区分して測定することができないため、全体を取引先金融機関から提示さ れた価格により評価しております。

(4) 支払手形及び営業未払金、並びに(5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、 当該帳簿価額によっております。 (6)長期借入金(一年以内返済長期借入金を含んでおります。)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており (下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、 同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算 定する方法によっております。

(7)デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額64,164千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、神奈川県その他の地域において、賃貸用の倉庫・事務所(土地を含む。)を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位:千円)

連結貸借対照表計上額	時 価
1, 675, 425	1, 490, 900

- 注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 - 2. 当連結会計年度末の時価は主として「不動産鑑定評価基準」に準じた調査による金額であります。なお、事業用土地の再評価の方法は、「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

472円95銭

1株当たり当期純利益

45円96銭

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

科目	金額	科目	金額
科 目 (資産の部)	<u>金額</u> 10, 525, 497	科 目 (負 債 の 部)	金額 6, 457, 004
流動資産	4, 693, 516	流動負債	3, 419, 042
現金及び預金	998, 876	演 	97, 183
受取手形	36, 579	営業 未 払 金	1, 900, 380
営業未収入金	2, 764, 095	一年以内返済長期借入金	627, 492
有 価 証 券	50,000	リース債務	13, 623
仕掛作業支出金	334, 184	未 払 金	54, 370
貯 蔵 品	2, 850	未払法人税等	149, 217
関税等立替金	294, 592	未 払 費 用	155, 669
未収入金	59, 782	関税等預り金	51, 423
繰延税金資産	117, 932	賞与引当金	268, 094
その他	53, 889	そ の 他	101, 588
貸 倒 引 当 金	△19, 265	· -	,
	•		
固定資産	5, 831, 980		
有 形 固 定 資 産	3, 215, 398		
建物	371, 257	固 定 負 債	3, 037, 962
構築物	331, 622	長期借入金	1, 583, 449
機 械 及 び 装 置	150, 018	リース債務	20, 891
車 両 運 搬 具	445	再評価に係る繰延税金負債	170, 322
工具器具及び備品	47, 379	退職給付引当金	1, 161, 705
土 地	2, 282, 394	長期 未払金	77, 240
リース資産	32, 281	そ の 他	24, 354
	005 074	//+ 'A + 0 +0)	4 000 400
無形固定資産	235, 874	(純資産の部)	4, 068, 493
ソフトウェア 電話加入権	117, 803	株 主 資 本 資 本 金	3, 867, 214
	9,094		856, 050
施 設 利 用 権 投資その他の資産	108, 977 2 , 380 , 707	資本剰余金 資本準備金	625, 295 625, 295
投資での他の資産 投資有価証券	760, 903	利益剰余金	2, 387, 550
関係会社株式	393, 601	利益準備金	140, 000
出資金	5, 000	その他利益剰余金	2, 247, 550
関係会社出資金	78, 798	別途積立金	1, 780, 000
従業員長期貸付金	23, 507	操越利益剰余金	467, 550
関係会社長期貸付金	15, 337	自己株式	△1, 680
破産更生債権等	58, 171	評価・換算差額等	201, 278
差入保証金	128, 553	その他有価証券評価差額金	154, 049
操延税金資産	312, 430	土地再評価差額金	47, 229
その他	660, 674	* 13 H1 BM / HX 3E	11, 223
貸倒引当金	△56, 271		
資 産 合 計	10, 525, 497	負 債 純 資 産 合 計	10, 525, 497

損益計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

	科	目		金	額
営	業 収	益			18, 779, 769
営	業原	価			14, 747, 952
	営 業	総利	益		4, 031, 817
	販売費及び	一般管理	費		3, 414, 053
	営	美 利	益		617, 764
営	業外収	益			
	受取利息	及び配当	金	14, 486	
	関係会社	受取配当	金	9, 990	
	有 価 証 🦠	券 償 還	益	8, 676	
	その(也 収	益	19, 908	53, 061
営	業外費	用			
	支 払	利	息	30, 803	
	支 払	手 数	料	500	
	その(也費	用	2	31, 306
	経常	常 利	益		639, 518
特	別 利	益			
	投資有価調	证券 売却	益	5, 410	
	補 助	金 収	入	54, 602	60, 012
特	別 損	失			
	固定資産	除売却	損	752	752
税	引前当	期 純 利	益		698, 779
法	人税、住民税	及び事業	税	268, 800	
法	人 税 等	調整	額	34, 784	303, 584
当	期 純	利	益		395, 194

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

			株	Ė	Ξ	資	本		
		資本	剰 余 金		利益素	割 余 金			
	資本金	/m → ># /# ∧	資本剰余金	4年本本本	その他利	益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	合 計	利益準備金	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	合 計		
当期首残高	856, 050	625, 295	625, 295	140, 000	1, 550, 000	456, 621	2, 146, 621	△1, 300	3, 626, 666
会計方針の変更に よる累積的影響額						△79, 186	△79, 186		△79, 186
会計方針の変更を 反映した当期首残高	856, 050	625, 295	625, 295	140, 000	1, 550, 000	377, 434	2, 067, 434	△1, 300	3, 547, 479
当 期 変 動 額									
別途積立金の積立					230, 000	△230, 000			
剰余金の配当						△75, 079	△75, 079		△75, 079
当期純利益						395, 194	395, 194		395, 194
自己株式の取得								△380	△380
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	230, 000	90, 115	320, 115	△380	319, 735
当期末残高	856, 050	625, 295	625, 295	140, 000	1, 780, 000	467, 550	2, 387, 550	△1, 680	3, 867, 214

	評価・換算差額等				
	その他 有価証券 評価差額金		評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当 期 首 残 高	97, 500	29, 849	127, 349	3, 754, 015	
会計方針の変更に よる累積的影響額				△79, 186	
会計方針の変更を 反映した当期首残高	97, 500	29, 849	127, 349	3, 674, 829	
当 期 変 動 額					
別途積立金の積立					
剰余金の配当				△75, 079	
当期純利益				395, 194	
自己株式の取得				△380	
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	56, 548	17, 379	73, 928	73, 928	
当期変動額合計	56, 548	17, 379	73, 928	393, 664	
当 期 末 残 高	154, 049	47, 229	201, 278	4, 068, 493	

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

② その他有価証券

時価のあるもの

移動平均法による原価法

決算日の市場価格等に基づく時価 法(評価差額は、全部純資産直入 法により処理し、売却原価は、移

動平均法により算定)

個別法による原価法

移動平均法による原価法

時価法

時価のないもの

(2) デリバティブ

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛作業支出金

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯 蔵 品

最終仕入原価法

ただし、軽油については総平均法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、大阪支店サントリー物流センター・東扇島倉庫B棟・三木インランドデポに属する有形固定資産及び平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物

3~38年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

施設利用権

定額法

ソフトウェア

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法を採用しております。

④ 長期前払費用

定額法

- (5) 引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権 については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収可能性を勘案し、 回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、 将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上して おります。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における 退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当期 末において発生していると認められる額を計上し ております。なお、退職給付債務の算定にあたり、 退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属さ せる方法については、給付算定式基準によってお ります。

なお、会計基準変更時差異 (868,893千円) については15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務費用については、その発生時の従業員の 平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) によ る按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額をそれぞれ発生の翌期より費用処理しております。

(会計方針の変更)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める 経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤 務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が123,037千円増加し、繰越利益剰余金が79,186千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(6) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジによっております。

なお、金利スワップについては特例処理の要件を 満たす場合は特例処理を採用しております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、資産に係る控除対象外消費税等につきましては、全額費用として処理しております。

2. 貸借対照表に関する注記

貝旧別:	炽衣に関する注記			
(1) 関係:	会社に対する金銭債権債務	短期金	銭 債 権	2,857千円
		短期金	銭 債 務	779, 166千円
		長期金	銭 債 権	15,337千円
		長期金	銭 債 務	18,606千円
(2) 有形	固定資産の減価償却累計額			996,582千円
(3) 担保(こ供している資産	建	物	270,490千円
		土	地	1,226,872千円
		投 資 有	価証券	75,171千円
			+	1,572,534千円
		(上記に対応	なする債務)	
		長期作	昔 入 金	1,516,449千円
			内返済	414,992千円
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>	, , , , , , ,
		計	+	1.931.441千円

(4) 事業用土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日公布法律第24号)に基づき、平成12年3月31日に事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に再評価に係る繰延税金負債を負債の部に計上しております。

(再評価の方法)

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第1項に定める算定方法により路線価または固定資産税評価額に基づいて算出しております。

なお、同法律第10条に定める再評価を行った土地の当期末における時価評価額 (761,833千円) と再評価後の帳簿価額 (1,412,637千円) との差額は650,804千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	営	業	収	益	90,144千円
	営	業	費	用	2,390,281千円
	営業		计以多	トの取引高	4,707千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び総数

普 诵 株 式

5.243株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	12,978千円
貸倒引当金	22,032千円
未払事業税	11,932千円
賞与引当金	88,739千円
未払法定福利費	13,689千円
退職給付引当金	375,750千円
長期未払金	25,040千円
関係会社出資金評価損	34,345千円
ゴルフ会員権評価損	33,520千円
その他	5,878千円
繰延税金資産 小計	623,908千円
評価性引当額	△126, 432千円
繰延税金資産 合計	497, 475千円

繰延税金負債

水	
その他有価証券評価差額金	△67,112千円
繰延税金負債 合計	△67,112千円
繰延税金資産の純額	430,363千円

(2)法定実効税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.1%、平成28年4月1日以降のものについては32.3%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が40,817千円、 再評価に係る繰延税金負債が17,379千円それぞれ減少し、当事業年度に計上された法 人税等調整額が47,665千円、その他有価証券評価差額金が6,848千円それぞれ増加して おります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位:千円)

会 社 名	議決権等の 所 有 (被 所 有) 割 合	関係内容 役員の 事業」 兼任等 の関係		取引金額	科目	期末残高
㈱大東物流機工	直接100%		送 運送料の支払	2, 305, 286	営業未払金	756, 651

- (注) 1. 当該取引は、一般取引先と同様の取引条件によっております。
 - 2. 期末残高には、消費税が含まれており、取引金額には含まれておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

433円57銭

1株当たり当期純利益

42円11銭

(連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

大 東 港 運 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監查法人

指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 業務執行社員 業務執行社員 公認会計士有川 勉 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大東港運株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結構益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重 要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有 効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関 連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法 並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討 することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大東港運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(会計監査人の監査報告書謄本)

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

大 東 港 運 株 式 会 社 取 締 役 会 御 中

新日本有限責任監査法人

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大東港運株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(監査役会の監査報告書謄本)

監查報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会そ他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からえの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項とび第3項に定めの適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1の次が33項に定めの適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1の次が33項に定めの適い上の方法に基づきを確保するとの表述とででは、大き社について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、 当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行につい ても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3)連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月15日

大東港運株式会社 監査役会

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

- 1. 提案の理由
 - ①公告方法

周知性の向上及び手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更 し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない 場合の公告方法を定めるため現行定款第4条の一部を変更するものであります。

②取締役の責任免除

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第30条第2項の一部を変更するものであります。

なお、本件に関しましては、各監査役の同意を得ております。

③監査役の責任免除

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう現行定款第43条第2項の一部を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現	行	定	款	変	更	案
第4条	当会社の公告	告は、日本経 方法により行		(公告) 第4条	7法) 当会社の公告 <u>方法</u> は、電 とする。ただし、事故そ むを得ない事由によって 告による公告ができな は、日本経済新聞に掲載 法により行う。	<u>の他や</u> 電子公 い場合

現行定款|変更案

(取締役の責任免除)

第30条(条文省略)

2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項的賠で、会社法第423条第1項的賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結、のできる。ただし、の政制に基づく賠償責任の額とする。

(監査役の責任免除)

第43条(条文省略)

2.当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定賠る要件に該当する場合には賠する場合には賠することができる。ただし、のま契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役の責任免除) 第30条(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除 く。)との間に、同法第423条 第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができ る。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、 法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第43条(現行どおり)

2. 当会社は、会社法第427条第1 項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損 害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただ し、当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、法令が規 定する額とする。

第2号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員(8名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため2名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
1	*	昭和57年4月 当社入社 平成6年6月 当社取締役 平成9年4月 当社常務取締役 平成10年6月 当社代表取締役副社長 平成11年6月 当社代表取締役社長内部監査室担当 平成22年12月 当社代表取締役社長内部監査室担当 平成22年12月 当社代表取締役社長通関総括管理室室、法令監査室担当 平成24年6月 当社代表取締役社長内部監査室、治令監査室、通関総括管理室管掌 平成25年4月 当社代表取締役社長内部監査室、通関総括管理室管掌 平成25年6月 当社代表取締役社長通関総括管理驾管掌 現在に至る	619,000株
2	荻 野 哲 司 (昭和31年7月1日生)	昭和54年4月 株式会社三菱銀行(現株式会社三菱東京UFJ銀行)入行平成17年2月 同行田町支社長平成21年4月 当社入社社長室長平成21年6月 当社取締役管理部担当兼社長室長平成22年7月 当社取締役管理部門管掌兼執行役員管理部、経理部担当兼社長室長平成23年6月 当社常務取締役管理部門、内部監查室、通関第一部、通関第二部、食品輸入相談室管掌平成27年4月 当社常務取締役社長補佐、管理部門、通関第一部、通関第二部管掌現在に至る	63, 000株 E

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
3	都 島 証 党 相 島 正 党 (昭和27年7月13日生)	昭和52年4月 株式会社神戸製鋼所入社 同社鉄鋼事業本部販売本部線材条約 販売部線材室長 阿社鉄鋼事業本部生産本部運輸管部東京運輸管理室長 同社鉄鋼事業本部企画管理部物流 画室長 平成16年1月 同社北海道支店長 同社鉄鋼部門鉄鋼総括部付(神鋼流株式会社総務部担当部長) 神鋼物流株式会社総務部担当部長) 神鋼物流株式会社取締役 当社取締役 現在に至る 神鋼物流株式会社取締役 表表 ア成21年6月 同社常勤監査役	型 全 勿 10,000株
4	特 田 哲 夫 (昭和28年6月6日生)	現在に至る 昭和56年2月 当社入社 平成15年4月 当社営業第三部長 平成22年7月 当社執行役員営業第三部長 平成23年6月 当社取締役大阪支店管掌兼執行役 大阪支店、神戸営業所・福岡営業 担当 平成24年11月 当社取締役大阪支店長、神戸営 所・福岡営業所管掌 現在に至る	近 22,000株
5	首 下 部 正 (昭和31年12月5日生)	昭和50年12月 ダイトウマリタイムエージェンシャ株式会社入社 昭和61年11月 当社転籍 平成20年4月 当社営業第二部長 平成22年7月 当社執行役員営業第一部担当、営業に部長・営業第三部長 当社執行役員営業第一部担当、営業第二部長・営業第三部長 当社執行役員営業第一部、営業第三部長 当社執行役員営業第一部、営業第三部長 当社執行役員営業第一部、営業第三部長 当社取締役営業第一部、営業第部、営業第三部管掌 当社取締役営業部門、食品輸入相談室管掌 現在に至る	業 二 34,000株 二

候補者番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
6	北 苗 寿 男 (昭和31年1月7日生)	平成2年6月 当社入社 平成15年4月 当社港運部長 平成18年4月 当社開発部担当部長 平成18年12月 当社営業第一部長 平成22年7月 当社執行役員営業第六部、営業第七部担当、営業第五部長 平成24年7月 当社執行役員営業第五部、営業第六部、営業第七部担当、営業第五部長 平成25年4月 当社執行役員営業第四部、営業第五部担当 平成25年6月 当社取締役営業第四部、営業第五部管掌 平成27年4月 当社取締役業務部、横浜支店、川崎支店、京葉支店管掌現在に至る	10,000株

- (注) 1. 取締役候補者相島正宏氏は、社外取締役候補者であります。
 - 2. 取締役候補者相島正宏氏は神鋼物流株式会社の常勤監査役を兼務しております。

神鋼物流株式会社と当社との間には、運送料、構内作業料等の収入および事務所賃借料の支払いについて取引関係にあります。

- 3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。 社外取締役候補者の選任理由等について
 - ① 相島正宏氏には株式会社神戸製鋼所での豊富な経験と幅広い見識を当社の経営にいかしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - ② 相島正宏氏は株式会社神戸製鋼所および神鋼物流株式会社での経験と実行力をもって、当社においてもその見識や実績をいかし、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - ③ 相島正宏氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結 の時をもって8年となります。
- 4. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。 なお、会社法施行規則第74条に定める、取締役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

現任の監査役3名のうち、宮本朝夫、鎌田栄次郎の両氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。 本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の所有する 当社の株式数
1	鎌 田 栄 次 郎 (昭和25年5月23日生)	昭和48年4月 株式会社第一勧業銀行 (現株式会社みずほ銀行)入行 平成8年4月 同行新松戸支店長 平成11年9月 同行人事室企画調査役 平成14年4月 株式会社みずほ銀行三ノ輪駅前支援 長 平成15年8月 信用管理サービス株式会社(転籍)常務取締役総務部長 平成18年4月 みずほ教育福祉財団常務理事 平成26年5月 同財団を退団 平成26年6月 当社監査役 現在に至る 平成27年5月 株式会社マルゼン社外取締役就任 現存に至る	-株
2	※	平成2年4月 最高裁判所司法研修所入所 平成4年4月 弁護士登録 小野孝男法律事務所入所 (現弁護士法人小野総合法律事 所) 平成20年7月 同法律事務所社員就任 現在に至る	-株

- (注) 1. ※は新任監査役候補者であります。
 - 2. 当社は、芳村則起氏が所属している弁護士法人小野総合法律事務所との間に顧問契約を締結しております。その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 鎌田栄次郎、芳村則起の両氏は、社外監査役候補者であります。 なお、当社は鎌田栄次郎氏を東京証券取引所規則に定める独立役員として同取引所に届け出ております。また、芳村則起氏につきましても、本 議案の承認可決を前提に、同取引所に届け出ております。
 - 4. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

社外監査役候補者の選任理由等について

- ① 鎌田栄次郎氏は銀行業務を歴任した経験から財務面において高い 見識を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくため、 社外監査役として選任をお願いするものであります。
- ② 鎌田栄次郎氏の当社社外監査役就任期間は本定時株主総会終結の 時をもって1年となります。

③ 芳村則起氏は弁護士として培われた高度で専門的な知識・経験を有しており、当社の監査体制の強化にいかしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお同氏は、過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

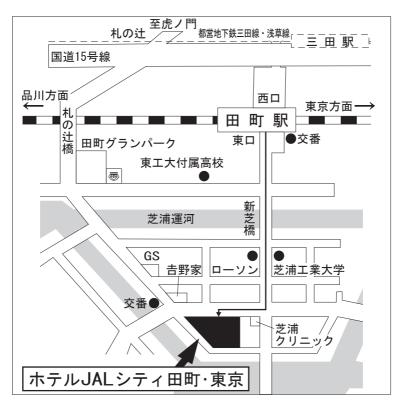
なお、会社法施行規則第76条に定める、監査役の選任に関する議案に記載すべき事項につきましては、上記の他に特記すべき事項はありません。

〈メ	モ	欄〉

〈メ	モ	欄〉

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝浦三丁目16番18号 ホテルJALシティ田町・東京 地下1階「瑞祥」電話 03-5444-0202(代)



●最寄駅

JR山 手線・京浜東北線「田町駅」下車 徒歩約8分都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」下車 徒歩約12分